

4 国民年金の保険料免除等

国民年金の第1号被保険者の中には、失業して所得のない方など、多様な方々が含まれています。その中には、経済的な理由などにより一時的に保険料を納められない場合もあると考えられることから、国民年金では所得に応じて一定要件に該当する場合に保険料免除を受けることができるなどのきめ細かい仕組みが設けられています(10年以内であれば保険料の追納が可能)。

<保険料の法定免除>

次のような事由に該当する方は、申請などの手続をとらなくても自動的に保険料の納付義務が免除されます。

- ① 障害年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助等を受けている人
- ③ ハンセン病療養所等に入所している人

保険料の法定免除該当期間は、老齢基礎年金額の計算上、3分の1として計算されます。また、免除された保険料は、10年以内であれば、追納することができます。

<保険料の申請免除>

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請手続をとることにより、保険料の全額・4分の3・2分の1又は4分の1の納付の免除を受けることができます(注)。

また、老齢基礎年金の年金額の計算において、この申請による保険料免除を受けている期間は、全額納付した場合と比べて、全額免除=3分の1、4分の3免除=2分の1、半額免除=3分の2、4分の1免除=6分の5としてそれぞれ計算されます。

※ 免除された保険料は、免除を受けたときから10年以内であれば追納が可能です。

(注) 保険料の4分の3及び4分の1免除は、平成18(2006)年7月から実施されています。

● 免除の対象となる所得のめやす(平成18(2006)年度)

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

<学生納付特例制度>

家族の所得にかかわらず、学生(学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び学校教育法に規定する各種学校その他の教育施設であって専修学校に準ずるものに在学する方)本人の所得が一定以下の場合に、申請手続をとることにより、在学中の保険料納付の猶予を受けることができます。

※ 猶予された保険料は、猶予を受けたときから10年以内であれば追納が可能です。

<若年者納付猶予制度(注)>

30歳未満の第1号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得が一定以下の場合に、申請手続をとることにより、保険料納付の猶予を受けることができます。

※ 猶予された保険料は、猶予を受けたときから10年以内であれば追納が可能です。

(注) この納付猶予制度は、平成17年4月から平成27年6月までの10年間の時限制度です。

いずれの納付猶予制度も、猶予期間は年金の受給資格期間には反映されますが、年金額の計算には反映されません。